

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業者等以外の者への施設の使用許可の取消し、制限、停止
概要	偽りその他不正の手段により卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者が施設の使用の許可を受けたとき、中央卸売市場業務条例第58条第3項各号に定める事由が発生したとき、又は大阪市中央卸売市場業務条例に違反し、又は大阪市中央卸売市場業務条例に基づく指示に従わないときは、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第58条第7項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者で施設の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により施設の使用の許可を受けたとき (2) 卸売の業務、仲卸しの業務、関連事業その他これらに類する営業行為を行おうとするとき（一時的に附帯施設を使用する場合であつて、市長が特に必要と認めて承認したときを除く。） (3) 卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業の遂行に支障があるとき (4) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (5) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (6) 管理上支障があるとき (7) 暴力団の利益になるとき (8) その他市長が不相当と認めるとき (9) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき ○上の各号のいずれかに該当するときの処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、使用許可を受けた者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shi_jo/page/0000023610.html
備考	—